

ご家庭との良好な関係づくりにむけて

本校では校訓「人間らしく生きる」のもと、生徒一人ひとりの個性を尊重し、豊かな人間性と高い知性を育み、社会の中で信頼と尊敬を得られる人として成長できるよう、日々教育活動に取り組んでおります。そのためには、学校とご家庭が互いに理解し合い、信頼関係のもとで連携することが不可欠です。本校では、生徒の健やかな成長を支えるため、保護者の皆さまとの良好な関係づくりに向けて、次のガイドラインを定めました。

● 3 つの基本方針

- 1．学校と家庭は、生徒の最善の利益を第一に考え、その思いや意向を尊重する。
- 2．学校と家庭は、学校や生徒に係る課題について相互理解を深めるため、コミュニケーションを密にする。
- 3．学校と家庭は、生徒を育成するうえで、互いに尊重し合い、それぞれの役割を踏まえて連携・協働する。

●ご家庭との信頼関係を構築するための学校の基本姿勢

- ①生徒の権利を尊重する視点と、傾聴・受容・共感の姿勢を基本に対応します。
- ②事実及び根拠に基づき、簡潔かつ丁寧に伝え、相互の認識に齟齬が生じないように心掛けます。
- ③意見・要望等を真摯に受け止め、生徒の成長を保護者の皆さまと共に考えてまいります。
- ④指導上の課題については、担当教員だけでなく、学年・学校として組織的に対応します。
- ⑤学校内で情報を共有し的確に対応するため、記録の徹底と報告・連絡・相談を励行します。
- ⑥社会通念及び服務規律に則り、勤務時間中は職務に専念するとともに、学校に対する信頼を損なうことのないよう適切な行動を心掛けます。
- ⑦教職員一人ひとりが日頃から社会通念に則った行動を行うように意識し、自らの行動を律するよう心掛けます。

●教職員との連絡・面談等に当たってのお願い

- ①学校への連絡は、原則として教職員の業務時間内にお願いします。
- ②面談等は、教職員と保護者等の双方であらかじめ調整した日時を行うことを原則とし、東京都教育委員会策定のガイドラインに基づき業務時間内で原則 30 分を目安とし、状況に応じて 60 分程度までとします。
- ③電話対応や面談等については、正確な事実確認及び適切な対応のため、録音させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。
- ④必要に応じて、教職員との面談等にスクールカウンセラーや外部の専門家などが同席することや、教職員に代わって話をさせていただくことがあります。
- ⑤御意見・御要望をいただいても、学校として対応できないことや、対応を他の専門機関等に任せる方が望ましいことがあることをご理解ください。
- ⑥長時間にわたる電話や同じ内容での頻繁なご連絡等については、対応をお断りすることがあります。
- ⑦不当な要求・言動等(※)が認められた場合等は、直ちに面談等を中止し、学校から退去していただくことや、必要に応じて、弁護士、警察その他の関係機関に相談または対応を依頼することがあります。

※「不当な要求・言動等」の具体例（以下に示すのは一例であり、これらに限定されるものではありません。）

- ・教育活動（授業内容、宿題の量、座席等）の細部に対する過剰な干渉や要求
- ・声を荒らげ、執拗に責め立て、高圧的に自らの要求を主張
- ・業務に支障が生じるような長時間の居座りや電話
- ・多項目に及ぶ質問に対する書面回答の要求
- ・過度な謝罪（土下座等を含む）の要求
- ・評定の変更や内申点に関する不当な要求
- ・担任の変更、異動、辞任を執拗に求める要求
- ・公平性を著しく欠いた、特別扱いの要求

本ガイドラインは、学校とご家庭との関係を制限するためのものではなく、生徒の健やかな成長を支えるために、互いを尊重しながら建設的な対話を重ねていくための指針です。

子どもたちにとって最も望ましい教育環境は、学校とご家庭が信頼関係のもとで力を合わせている姿です。本校は今後も誠実かつ丁寧な対応に努めてまいります。保護者の皆さまにおかれましても、本ガイドラインの趣旨をご理解いただき、ともに子どもたちの成長を支えるパートナーとして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上